

「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」の概要

計画の基本的な考え方

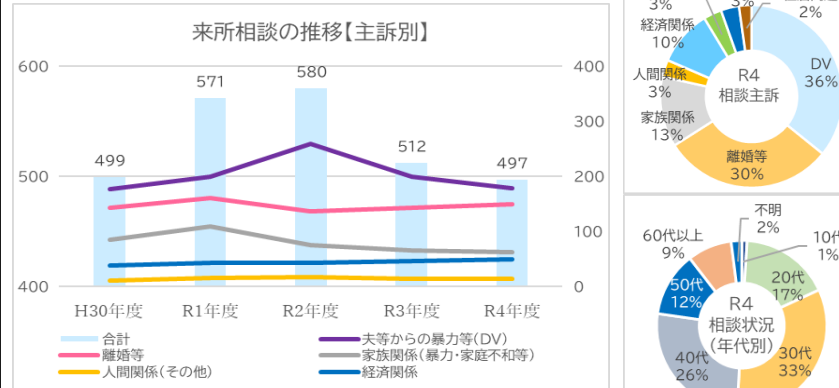
背景(国の動向)	○女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など多様化・複合化・複雑化する中、コロナ禍において女性に多い非正規雇用にかかる環境悪化やDV・性暴力の増加など女性への影響がさらに深刻になった ⇒ 新たな 女性支援の枠組み として「 困難女性支援法 」が制定(R6.4.1施行) 【目的・基本理念】 「 女性の福祉 」「 人権の尊重や擁護 」「 男女平等 」 【国・都道府県の取組みの推進】 国：基本方針の策定 ⇒ 都道府県：基本計画の策定 により施策を推進 【ポイント】 「保護更生」から「意思を尊重され、きめ細かで寄り添いつながり続ける支援」へ、 民間団体との「協働」 による支援	策定の趣旨(位置付け)	これまでの婦人保護事業やDV防止法の取組み等と整合性を図りながら、新法の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性につながり続け、その福祉の増進を図る (困難女性支援法第8条に基づく県基本計画)	計画の期間	令和6年度～令和7年度(2年間) 令和8年度以降については「第4次山形県DV被害者支援基本計画」の改訂に合わせ一体化を図る
-----------------	---	--------------------	---	--------------	--

本県における女性相談及び一時保護の現状

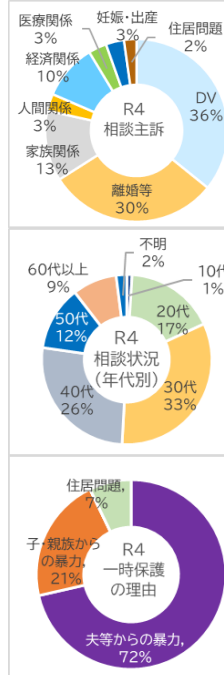
これまで本県では女性相談センターを設置し女性相談、施設等への保護を実施。併せて女性相談センター及び各福祉事務所に女性相談員を配置し各種相談を実施。

女性相談の状況

- 1 女性相談員による相談状況(R4年度実績)
- 相談件数：976件(実人数)(内 来所相談:497件、電話等相談 479件)
 - 相談主訴：DV、離婚等、経済関係まで多岐にわたる
 - 相談者年代：10代から60代以上までの全年代



- 2 女性相談センターによる一時保護等の状況(R4年度実績)
- 一時保護者：14名(同伴家族23名)
 - 保護理由：夫等・親族からの暴力の被害者が90%以上
 - 婦人保護施設への入所者：0名



令和5年度県・市町村事業担当者アンケート

(R5.7月実施)

- 対象者：婦人保護事業担当課(市町村、県)、女性相談センター
- 内容：女性相談の現状(近年の傾向、課題)、困難女性支援に向けた課題・工夫すべき点等
- 調査結果：
 - 相談内容はDV、離婚等に加え経済・医療等複数の要因が重なり合い、複雑化・困難化する傾向にある。
 - 幅広い年代の女性が対象となることから相談窓口・関係機関も多岐にわたる。相談窓口の幅広い周知が必要。
 - 若年層からの相談件数が少ない一因に認知が不十分なことが考えられる。若年層に自分が置かれている環境が「困難」だと理解するアンテナを持つような情報発信、利用しやすい相談ツール、周知啓発が必要。

課題

課題1 女性の人権等に対する意識啓発の強化

- 困難な問題を抱える女性への支援に関し、**県民の関心と理解を深める**必要がある。
- 自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養**に資する教育や啓発に努める必要がある。

課題2 相談しやすい体制づくり

経済的困窮や孤立など支援を必要としながらも相談に**繋がりにくい女性、特に若年層に対する適切な支援**を行う必要がある。

課題3 保護体制の充実

保護施設等の支援が十分に理解されていないこと、施設への入所をためらわせる要因があること等を踏まえ、課題を検証し、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制を作る必要がある。**(保護施設等への理解促進)**

課題4 心身の健康の回復支援

一時保護利用者の多くがDVや家族からの暴力の被害者であることから、安心できる安定的な生活を確立し心身の健康の回復を図られるよう、**心理的・医学的側面からの支援**が必要である。

課題5 つながり続ける支援

支援対象者の多様なニーズに対応した、関係機関との連携や民間団体との協働により、包括的かつ継続的な**「つながり続ける」支援**が必要である。

計画の体系

基本の柱	内容
基本の柱Ⅰ 女性が安心して自立して暮らせる社会づくり	<p>1 県民意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の人権に関する意識啓発等の実施 ○高齢者・障がい者・外国人等への暴力被害予防啓発の推進 <p>2 若年層に対する性暴力等被害・加害防止の啓発及び教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若年層におけるデートDV等防止のための啓発の推進(SNS等を活用した若年層への啓発) ○学校における性暴力等の被害・加害防止に関する教育の充実
基本の柱Ⅱ 安心して相談できる環境の充実	<p>3 早期相談のための相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ●SNS等多様な媒体を活用した相談窓口の周知の強化 ○関係機関と連携した相談窓口の周知 ○災害時における迅速な相談窓口の周知 <p>4 早期発見のための関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アウトリーチ等による早期発見 ○民間団体と連携した居場所の提供 ○各関係機関に女性支援施策に関する周知・啓発等を実施し、早期発見を働きかけ ○支援調整会議を活用した連携強化 <p>5 相談者の立場に立った相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性相談支援センターの機能強化 ○相談員等関係職員の人材育成強化 ●SNSを活用した相談窓口の検討 ○警察による寄り添った相談対応 ○各種相談機関による総合的な支援の実施、相談窓口の設置・周知 ○高齢者・障がい者・外国人等の相談者への配慮
基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に保護する体制の充実	<p>6 迅速で安全な保護体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全な移送体制の確保 ○緊急保護体制の充実 ○県域を越えた広域的な連携の推進 <p>7 本人の自己決定による一時保護体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●きめ細かな相談・支援の実施 ●民間団体と連携した外部委託による一時保護体制の充実 ○苦情処理の体制整備
基本の柱Ⅳ 女性の自立を促進する支援の充実	<p>8 住居の確保に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の優先入居実施等の入居対策 ○母子生活支援施設による支援強化 ○女性自立支援施設の利用促進等 <p>9 就業に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就業支援の充実 ○ひとり親家庭(母子家庭)への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知・活用 <p>10 生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援 ○公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援と制度の周知 ○再被害防止の支援による安全・安心の確保 ○個人情報の保護の徹底 <p>11 こころの回復支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルスキアの実施 ●アフターケアの充実 <p>12 同伴児童への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所・警察・市町村等と連携した対応 ○市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援 ○子どもの心理的ケアや学習支援 ○子どもの安全な就学・保育等の支援
基本の柱Ⅴ 市町村・関係機関との連携の強化	<p>13 市町村との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村における支援体制づくりの推進 ○市町村基本計画の策定支援 ○災害時における迅速な相談窓口の周知(再掲) <p>14 関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関の顔が見えるネットワークづくり ○NPO等民間支援団体との連携と協働 ○他の都道府県との連携

数値目標	基本の柱		指標		単位	現状	R7
	I・II	II・V	II	V			
	I・II	II・V	II	V	%	-	増加
					団体	0	4
					%	(91.8)	100
					市町村	-	13

基本目標

困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らすことができる社会の実現

